

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年10月から59年6月まで
② 昭和63年4月から平成2年3月まで

両申立期間の保険料は、私が厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、A市で納めていた。納付方法は口座振替であったと思う。

その後、就職したが、平成6年に退職したことから、当時住んでいたB県C区において厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。

両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は、9か月と短期間であり、厚生年金保険の資格喪失後に国民年金へ切り替える手続が行われ、申立期間①前後の保険料が納付されていることを踏まえると、申立期間①の保険料も納付されていたと考えるのが自然である。

一方、申立期間②は、オンライン記録により、申立人が、昭和59年8月1日に国民年金の資格を喪失し、平成6年8月29日に被保険者資格記録の追加処理が行われるまでは未加入期間であったことが確認できる上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②は、当該追加処理により生じた未納期間であり、当該追加処理が行われた時点で時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月から 59 年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和44年6月21日に、資格喪失日に係る記録を同年8月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年6月は3万9,000円、同年7月は1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月21日から同年8月3日まで

申立期間において、A事業所に勤務していた。当時の給料支払明細書を保管しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書の支給内訳欄の記載内容及び当該給料支払明細書について、「法人名が印字されていることからすると、当時使用していた給料支払明細書と推測できる。」との事業主の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA事業所に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書に

において確認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額から、昭和 44 年 6 月は 3 万 9,000 円、同年 7 月は 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間中に整理番号の欠番は無いことから、申立人の申立期間に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考え難い上、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 44 年 6 月及び同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和30年6月25日）及び資格取得日（昭和31年1月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月25日から31年1月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和29年4月から33年1月1日までの期間のうち30年6月25日から31年1月1日までの期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い旨の回答を受けた。

私は、A社に入社してから退職するまでの期間においてB職として勤務しており、申立期間においてはC労働組合のD職として活動していたが、勤務は継続していたので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録は、昭和29年4月1日に被保険者資格を取得し、30年6月25日に同資格を喪失後、31年1月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、当該事業所は、「辞令簿を確認したが、申立期間において申立人の退職や異動に関する記載が見当たらないことから、申立人は継続して勤務していたと判断している。」と回答しているところ、当該事業所から提出された申立期間に係る辞令簿において、申立人に関する記載が無いことが確認できる。

また、複数の同僚は、「当時、C労働組合は組合活動を積極的に行っていた。

申立人も労働組合活動を行っていたが、申立期間においてもB職として勤務していた。」と供述している。

さらに、当該事業所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、当時の資料が保管されていないことから不明と回答しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人及び同僚が、申立人と同様に労働組合の役員等として活動を行っていたとして名前を挙げた4人について、厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和30年5月及び31年1月の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は当時の資料が無く、当時の事業主は既に死亡していることから不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにも関わらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年6月から同年12月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月まで

昭和 56 年 3 月に短大を卒業し、A 市から B 町の実家に戻り家業を手伝った。

昭和 57 年 9 月頃に母親が B 町役場で加入手続をし、20 歳になった 55 年 * 月からの保険料を遡って納付した。

B 町の被保険者名簿の昭和 55 年度の欄には 5 回の納付年月日が記載され、下段の 57 年度の欄まで縦に 3 本の矢印が引かれていることから、申立期間である 55 年度、56 年度及び 57 年度の計 3 年間の保険料を、各年度の i) 4 月から 10 月までを 57. 9. 28、ii) 11 月と 12 月を 58. 1. 28、iii) 1 月を 58. 2. 28、iv) 2 月を 58. 3. 31、v) 3 月を 58. 4. 26 の納付年月日のおり 5 回に分け納付していると思う。

当時、両親の国民年金保険料は町内会の集金で納付していたが、私のこの 3 年間の保険料については、母親が役場に持って行き納付した。昭和 58 年度からは両親の分と一緒に集金で納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 57 年 9 月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、番号払出時点で、申立期間のうち 55 年 4 月から 6 月までは、時効により国民年金保険料が納付できない期間であり、ほかに申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

また、申立人は B 町の被保険者名簿の記載を根拠に、申立期間を含む昭和 55 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料を、納付年月日ごとに過年度保険料と現年度保険料を併せて 5 回に分けて B 町役場に納付したと供述しているが、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保

険料を納付したとする母親は、B町役場に納付したのは1回と記憶しており、申立人の主張と異なっている上、B町役場からは、過年度保険料の収納は行っていなかったと思われるとの回答を得ている。

さらに、申立人の供述どおりに納付したとするならば、B町の被保険者名簿において納付年月日ごとに矢印が引かれていないことも不自然であり、これまでの周辺事情を考え併せると、昭和55年度の欄に記載されている納付年月日は、57年度の納付年月日を誤って記載したものである可能性が高いと考えられる。

加えて、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年6月から22年1月まで
② 昭和22年5月から同年8月まで
③ 昭和25年9月7日から26年1月4日まで
④ 昭和44年4月21日から同年7月28日まで

船員保険の被保険者記録を確認したところ、全ての申立期間に係る船員保険の被保険者記録が無かった。

申立期間①については、A氏が所有するB丸に乗り組んでいた。

申立期間②については、C氏が所有するD丸に乗り組んでいた。

申立期間③については、E氏が所有するF丸に乗り組んでいた。

申立期間④については、G社（現在は、H社）に在籍し、免許取得のための講習を受けていた。

全ての申立期間において、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、船舶所有者のA氏及び申立人がB丸の船長として名前を挙げている者は所在が不明であり、申立期間①における申立人の雇入れの状況及び船員保険料の控除について確認できない。

また、申立人は同僚の姓しか記憶しておらず、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿から船員保険の被保険者記録が確認できる者は所在が不明であることから、申立期間①における勤務実態及び船員保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番は無いことから、申立人の

記録が欠落したものとは考え難い。

- 2 申立期間②については、船舶所有者名簿によると、船舶所有者のC氏は、船員保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、当該船舶所有者は所在が不明であるため、申立期間②における申立人の雇入れの状況及び船員保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間②における勤務実態及び船員保険料の控除について供述を得ることができない。

- 3 申立期間③については、申立人が所持する船員手帳によると、申立人は、E氏が所有するF丸に甲板員として昭和25年9月7日に雇入れ、26年1月4日に雇止めされていることが確認できる。

しかしながら、船舶所有者名簿において、当該船舶所有者は、昭和20年7月26日に船員保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間③当時は船員保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、当該船舶所有者及び当該船舶の船長であったとする者は既に死亡していることから、申立期間③における申立人の雇入れの状況及び船員保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は所在が不明であるため、申立期間③における勤務実態及び船員保険料の控除について供述を得ることができない。

- 4 申立期間④については、申立人は、「免許取得の講習を受講するためにG社所有の船舶を下船した。」と供述しているところ、申立人が所持する船員手帳によると、昭和44年4月21日に雇止めされていることが確認できる。

また、事業主は、「申立期間④当時の資料が無く、申立人の勤務状況及び船員保険の取扱いについては不明である。」と供述していることから、申立期間④における申立人の雇入れの状況及び船員保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人が所持する船員手帳の失業保険金支給関係の記録において、当該事業所に係る離職日は昭和44年4月21日となっている上、申立期間④において、申立人は失業保険金を受給していることが確認できる。

加えて、申立人と同時期に免許取得の講習のために下船したとする同僚については、前述の被保険者名簿によると、申立人と同日付けで船員

保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

なお、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間④において、当該同僚及び申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番は無い。

- 5 このほか、全ての申立期間について、申立人が船員保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として全ての申立期間に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 20 日から 39 年 11 月 30 日まで
私は、昭和 37 年 5 月 1 日に A 社に入社し B 業務に従事した。厚生年金保険被保険者資格の喪失日が 38 年 11 月 20 日となっているが、私の記憶では 39 年 11 月 30 日までの期間において勤務したはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 11 月 30 日までの期間において A 社に勤務していたと申し立てているものの、同社は 40 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当該事業所の後継者は「事業所は既に廃業し、当時の資料は処分したので保管していない。申立期間当時の事業主は既に死亡した。」と供述していることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述や資料を得ることはできない。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、「私の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和 38 年 11 月 10 日で間違いない。」と供述しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から所在が確認でき回答を得られた二人のうち、一人は、「前述の同僚と申立人は同じ頃に退職した。」、もう一人は、「申立人は、前述の同僚が退職した直後に退職した。」と供述している。

さらに、申立人は、「私は、A 社を退職後に運転免許を取得した。」と供述しているところ、申立人が所持する運転免許証により、昭和 39 年 8 月 12 日に運転免許を取得したことが確認できる。

これらのことから総合的に判断すると、申立人が申立期間において当該

事業所に勤務していたことを推認できない。

加えて、申立人は厚生年金保険料の控除に関する具体的な記憶は無い上、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月から 36 年 6 月まで
② 昭和 36 年 10 月から 37 年 7 月まで
③ 昭和 40 年 4 月から 41 年 5 月まで

私は、申立期間①及び②において、A社B事業所（現在は、C社D事業所）に製造員として勤務していた。

また、申立期間③において、E社（現在は、F社）G支店にHの販売員として勤務していた。

全ての申立期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、当時の同僚が、「申立人は、A社B事業所において、I職として勤務していた。」と供述していること、及び申立人が職場で同僚と共に写したとする写真を所持していることから判断すると、申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、前述の同僚は、「I職の雇用期間は、毎年10月10日前後から翌年2月末頃までの期間であった。」と供述し、別の同僚は、「私はA社B事業所に42年間勤務したが、I職の雇用期間が、翌年の6月や7月まで長くなった年は無かった。」と供述しており、申立人の供述する勤務期間とは異なる上、雇用保険の被保険者記録も確認できないことから、申立人の勤務期間は特定できない。

また、C社D事業所は、「申立期間①及び②当時の資料を保管しておらず、季節的に雇用する従業員の厚生年金保険の加入の取扱いは不明であ

る。」と回答しており、申立人の申立期間①及び②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について確認できない。

さらに、前述の同僚は、「当時、新卒者は社員として入社するが、中途入社の場合は、I職として採用されていた。厚生年金保険は、I職を経て通年雇用のJ職になるときに加入することとなっており、I職のときは厚生年金保険に加入しないこととなっていた。私は、昭和35年10月にI職として入社し、J職となった36年2月15日に厚生年金保険に加入した。」と供述しているところ、当該同僚は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和36年2月15日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる上、申立人が、自身と同様に雇用されていた同僚として名前を挙げた二人については、当該被保険者名簿において、いずれも厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、当該被保険者名簿を確認したものの、申立期間①及び②において申立人の氏名は記載されておらず、整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものと考え難い。

このほか、申立人が申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③については、申立人が名前を挙げた同僚のうち供述を得られた二人は、「申立人は、E社G支店に、昭和40年頃に勤務していた。」としているところ、申立人に係る雇用保険の被保険者記録によると、事業所名称は不明であるが、申立期間③のうち、昭和40年5月1日に被保険者資格を取得し、同年12月10日に離職した記録が確認できることから判断すると、申立人は、同社に同年5月1日から同年12月10日までの期間において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人が名前を挙げた同僚9人のうち、4人については、申立期間③におい厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、一人は申立期間③前に被保険者資格を喪失していることが確認でき、二人は被保険者記録が確認できず、申立人が姓のみを記憶する二人については被保険者記録を特定できない。

また、供述を得られた前述の同僚二人のうち一人は、「私は、前職が同業で技術があり引き抜かれて入社したため、入社後直ちに厚生年金保険に加入した。」と供述している一方、もう一人は、「私は、入社後に身元保証人が見付かってから厚生年金保険に加入した。」と供述しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該同僚が入社したとする時期と厚生年金保険被保険者資格の取得日は

相違していることが確認できる上、事業主は、「当時、営業社員には試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険には加入させていなかった。営業成績により試用期間は異なり、その期間は入社後原則6か月間から7か月間だったが、厚生年金保険加入の時期が入社の1年後から1年半後となる社員もいたようである。」と供述している。

これらのことから総合的に判断すると、当該事業所は、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿を確認したものの、申立期間③において申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番は無いことから申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

函館厚生年金 事案 206 (事案 80 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 10 日から同年 7 月 3 日まで

私は、昭和 29 年 4 月 10 日からの期間において、A 社 B 部 C 工場に勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年 7 月 3 日となっている。

当初の申立てについては、記録の訂正を認めることができないとの通知を受け取ったが、当該事業所に係る退職金計算書が見付かり、昭和 29 年 4 月 10 日が入社日であることが確認できる上、毎年 7 月は当該事業所の閑散期であり、同年 7 月に厚生年金保険被保険者資格を取得することは考え難いため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 社は当時の資料を廃棄しているため、申立人の厚生年金保険料の控除を確認できないこと、ii) 事業主は、「採用後 3 か月程度の試用期間があり、その後正社員として厚生年金保険に加入させる取扱いであった。」と供述していること、iii) 申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は所持していないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 4 月 16 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、今回、新たに当該事業所に係る退職金計算書を提出していることから、事業主に照会したところ、事業主は、「退職金計算書から、申立人は、昭和 29 年 4 月 10 日からの期間において、当社に勤務していたと思うが、申立期間当時の資料が無く、申立人の厚生年金保険料の控除につ

いては不明である。」と供述している。

また、申立人は、毎年7月は当該事業所において閑散期であり、昭和29年7月に厚生年金保険被保険者資格を取得したとは考え難い旨の主張をしているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、27年7月に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる同僚は、「私は昭和27年4月に入社した。入社後数か月間は、D職であった。D職の期間については、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述しており、当該被保険者名簿から、申立人と同日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「私は昭和29年4月にD職として入社したが、同社には3か月の試用期間があったと思う。」と供述しており、いずれの同僚も入社したとする日と同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得日は相違していることが確認できることから判断すると、当該事業所では従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票によると、申立人の厚生年金保険の被保険者台帳記号番号は、A社B部C工場において、昭和29年7月3日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより、払い出されていることが確認できる上、当該番号の払出年月日は同年7月15日と記載されている。

これらのことから総合的に判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは確認できるものの、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月1日から同年12月25日まで
② 昭和35年4月1日から同年12月20日まで

申立期間①については、A氏が経営するB社に雇用されC作業員として勤務し、申立期間②については、D氏及びE氏が経営する事業所に雇用されF作業に従事した。

各事業主から、「厚生年金保険を掛けておくからね。」「保険料を差し引きましたよ。」と聞いた記憶があるため、厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料を控除されたはずである。

両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の同僚の供述から判断すると、申立人がB社で勤務していたことは推認できるものの、勤務期間は特定できない。

また、適用事業所名簿によると、B社は、昭和33年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当し、同年11月20日に適用事業所に該当しなくなった後、44年6月14日に再度適用事業所に該当するまでの期間においては、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、申立期間①当時、B社で勤務していたとする同僚3人から供述が得られ、このうち二人は、「昭和31年から10年以上の期間にわたりB社で勤務したと思うが、事業主は、厚生年金保険に加入させてくれ

ると言っていたにも関わらず、結局はほとんど加入させてくれなかったようだ。当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かは覚えていない。」と供述しており、別の一人は、「私は、昭和 27 年 4 月から 35 年 5 月までの期間及び 36 年 11 月から 62 年までの期間において B 社で勤務していたが、当時の厚生年金保険の加入に関することは分からない。」と供述しているところ、オンライン記録によれば、いずれの同僚も、申立期間①において厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立てに係る事業所は、申立人が記憶する事業主の氏名や当該事業主の親族の供述から判断すると、G 社であったと推認されるどころ、申立人の供述内容から判断すると、申立人が当該事業所で勤務したことはうかがわれるものの、同僚から供述が得られないため、申立人が勤務していた時期及び期間は特定できない。

また、当時の事業主は既に死亡しており、当該事業主の親族も、「既に会社を解散し、当時の資料も保管していないことから当時のことは不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料控除等について確認することができない。

さらに、適用事業所名簿によると、当該事業所は、申立期間②のうち、昭和 35 年 7 月 1 日から同年 10 月 28 日までの期間においては厚生年金保険の適用事業所に該当していたことが確認できるところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が記載され、所在が確認できた一人に照会したものの、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況等についての回答は得られない。

加えて、申立人が申立期間②において、一緒に F 作業に従事していたとして記憶している同僚及び事務を担当していたとする女性従業員については、前述の被保険者名簿を確認したものの、氏名の記載は無い。

その上、前述の被保険者名簿を確認したものの、申立期間②において申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立期間②について申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。